

第5期五條市障害福祉計画

及び

第1期五條市障害児福祉計画

平成30(2018)年3月

五 條 市

はじめに

近年、国においては、「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」が施行され、障害者制度の集中的な改革が推進されてきました。さらに、平成28年6月には「障害者総合支援法」が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるように「生活」と「就労」に関する支援の充実、高齢の障害者の障害福祉サービスと介護サービスとの円滑なサービス利用のための支援、また「児童福祉法」の改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実等、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が進められるなど、障害者施策は大きな転換期を迎えています。

このような障害者制度改革の流れを踏まえ、五條市では、平成27年3月に「第4期五條市障害福祉計画」、平成29年3月に「第2次五條市障害者計画」を策定し、基本理念である「障害のある人もない人も地域とのつながりの中で自尊心をもって暮らせる「共生社会」をめざして」のもと、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。

このたび「第4期五條市障害福祉計画」が平成30年3月をもって終了することから、今後の障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、新たに「第5期五條市障害福祉計画」を策定しました。また、児童福祉法の改正により、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められたことから、「第5期五條市障害福祉計画」と一体的に「第1期五條市障害児福祉計画」を新たに策定しました。

今後、本計画に基づき、障害のある方を含むすべての市民のみなさまが互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立して生活できる社会の実現を目指し、本計画の推進に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご審議を賜りました五條・吉野地域自立支援協議会のみなさまをはじめ、アンケート調査におきましてご協力いただきました市民のみなさま、関係機関、関係各位に心から御礼を申し上げますとともに、本計画の推進に向け、なお一層のみなさまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

五條市長 太田 好紀

目 次

第1章	計画の基本的な考え方.....	1
第1節	計画策定の趣旨.....	1
第2節	計画の基本理念と基本目標.....	4
第3節	計画の位置づけ.....	6
第4節	計画の期間.....	7
第5節	基本方針.....	8
第2章	障害者等の現状.....	9
第1節	人口の推移.....	9
第2節	障害者（児）の状況.....	10
第3節	難病等患者の状況.....	15
第4節	障害支援区分認定の実施状況.....	16
第5節	就労状況.....	17
第6節	就学・就園状況.....	18
第7節	福祉に関わる人的資源の状況.....	21
第8節	アンケート調査からみる課題の整理.....	23
第9節	発達障害者（児）に対する取組みの状況.....	25
第10節	地域自立支援協議会の取組み状況.....	27
第3章	第4期計画の目標の達成度評価と第5期計画の成果目標.....	31
第1節	施設入所者の地域生活への移行.....	31
第2節	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	33
第3節	地域生活支援拠点等の整備.....	34
第4節	福祉施設利用から一般就労への移行.....	36
第5節	就労移行支援事業利用者数の増加.....	37
第6節	就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加.....	38
第7節	就労定着支援による職場定着率の増加.....	39

第4章 障害福祉サービス等の提供実績と今後の見込み（活動指標）	41
第1節 障害福祉サービスの体系	41
第2節 障害福祉サービスの提供状況および利用見込みと整備の方向	42
1. 訪問系サービス	42
2. 日中活動系サービス	44
3. 居住系サービス	46
4. 相談支援	48
第3節 地域生活支援事業の提供状況および利用見込みと整備の方向	50
1. 必須事業	50
(1) 理解促進研修・啓発事業	50
(2) 自発的活動支援事業	50
(3) 相談支援事業	51
(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	53
(5) 意思疎通支援事業	54
(6) 日常生活用具給付等事業	55
(7) 手話奉仕員養成研修事業	56
(8) 移動支援事業	56
(9) 地域活動支援センター機能強化事業	57
2. 任意事業	58
(1) 福祉ホーム事業	58
(2) 日中一時支援	59
3. その他の事業（市単独事業）	60
(1) 福祉タクシー券交付事業	60
第5章 障害児福祉計画	61
第1節 障害児福祉サービスの体系	61
第2節 障害児福祉計画における第1期計画の成果目標	61
1. 児童発達支援センターの設置	61
2. 保育所等訪問支援事業の実施	62
3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所の確保数	63
4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	64

第3節 障害児福祉サービスの提供状況および利用見込みと整備の方向	65
1. 障害児通所支援	65
(1) 児童発達支援	65
(2) 放課後等デイサービス	66
(3) 保育所等訪問支援	67
(4) 医療型児童発達支援	68
(5) 居宅訪問型児童発達支援	69
2. 障害児相談支援	70
3. 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	71
第6章 計画の推進と制度の円滑な実施に向けて	73
第1節 計画の進行管理と推進体制	73
1. 計画の進行管理	73
2. 計画の推進体制の充実	73
第2節 障害福祉サービス等の円滑な提供	73
1. 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供	73
2. 相談体制の整備	73
関係資料	75
第1節 五條・吉野地域自立支援協議会設置要綱	75
第2節 平成29年度五條・吉野地域自立支援協議会名簿	77

第 1 章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

国においては、障害者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現をめざし、「障害者自立支援法」を平成18（2006）年4月に施行しました。その後、平成25（2013）年4月に、自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。

また、平成28（2016）年6月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、障害のある人の望む地域生活を支援し、その多様なニーズに対応するための新たなサービスが創設されたほか、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進することを目的とした「障害児福祉計画」の策定が義務づけられるなど、地域共生社会の実現に向けた取組みが定められました。

さらに、平成28（2016）年8月に「発達障害者支援法」の一部が改正され、個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活が出来るように、支援を切れ目なく行うことが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障害の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は、発達障害者の能力を正當に評価し、適切な雇用機会の確保、個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うことにより、雇用の安定を図るよう努めることなどが定められました。

本市では、これまで障害者基本法及び障害者総合支援法を踏まえ、平成19（2007）年5月に「五條市障害者基本計画および第1期障害福祉計画」を策定しました。その後、3年ごとに障害福祉計画をそれぞれ策定し、第1期計画から、障害者（児）が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等の数値目標を設定し、計画的にサービス提供体制の整備・充実に努めてきました。

「第5期五條市障害福祉計画及び第1期五條市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、本市の障害福祉の基本計画である「第2次五條市障害者計画」に対し、その実施計画として策定するもので、「第4期五條市障害福祉計画」（以下「前計画」という。）が平成29（2017）年度に計画の最終年度を迎えることから、前計画の進捗状況や目標数値を検証するとともに、国や県の動向を踏まえて、新たに策定するものです。

なお、「第1期五條市障害児福祉計画」は、障害児に対する支援を円滑に実施することを目的として、障害児通所支援や障害児相談支援のサービスが十分かつ円滑に提供できるよう、必要な体制を確保するために新たに策定するものです。

【法改正等の主なポイント】

項 目	内 容
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 障害者差別解消法の施行 （平成 28（2016）年 4 月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を義務化。
「障害者の雇用の促進等に関する法律」 障害者雇用促進法の改正 （平成 28（2016）年 4 月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を義務化。 ○ 法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることを規定。 （平成 30（2018）年 4 月施行）
「成年後見制度の利用の促進に関する法律」 成年後見人制度利用促進法の施行 （平成 28（2016）年 5 月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などを規定。
発達障害者支援法の改正 （平成 28（2016）年 8 月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれた。 ○ 国民は個々の発達障害の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどを規定。

項 目	内 容
障害者総合支援法 及び 児童福祉法の改正 （平成 30（2018）年 4 月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス（自立生活援助）を新たに創設する。 ○ 就業にともなう生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）を新たに創設する。 ○ 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。 ○ 65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減（償還）する仕組みを設ける。 ○ 重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な者に、居宅を訪問して発達支援を行うサービス（居宅訪問型児童発達支援）を新たに創設する。 ○ 保育所等訪問支援の対象を、乳幼児や児童養育施設に入所している障害児に拡大する。 ○ 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることとする。 ○ 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。 ○ 補装具費について、成長にともない短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。 ○ 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する。

第2節 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

本市では、障害者や高齢者を含むすべての市民が社会の一員として尊重されて暮らせる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念と、障害者がもっている能力を十分に発揮し、全人間的な可能性の追求をめざす「リハビリテーション」の理念に基づき、「完全参加と平等」の社会の実現を目標に障害者施策の推進を図ってきました。

本計画では、本理念のもと取り組んできた施策の連続性、整合性を図る観点から、本理念を継承することとしますが、平成28（2016）年4月1日から施行された「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を踏まえ、表現の一部を見直しました。

障害者基本法第3条に定められている地域社会における共生や社会参加の機会の確保等に関する考え方ははじめ、障害者基本法第4条の差別禁止に関する条項などを根本的な原則として、市民一人ひとりが障害のことを理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、差別や障壁をなくすよう努め、障害の有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる社会の実現をめざします。

【計画の基本理念】

障害のある人もない人も地域とのつながりの中で
自尊心をもって暮らせる「共生社会」をめざして

2. 基本目標

前計画では、基本目標として「自立して地域生活を送るための支援」、「自己選択・自己決定を尊重する支援体制の整備」、「ノーマライゼーションの推進」の3つを掲げ、障害のある人にとって暮らしやすい地域社会の実現は、すべての人にとっても暮らしやすいまちづくりにつながるとの認識に立って、様々な障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

本計画では、前計画の基本目標を見直し、次の3つの基本目標に沿って障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

◎障害のある人の能力を引き出し自立した生活を送るための支援

障害のある人が、地域の一員として活動し、社会に参加する力の向上を図ることができるよう、障害の特性への配慮をはじめ、ライフステージに応じた切れ目のない適切な支援が受けられる体制を充実し、関係機関・団体が連携・協働して、学ぶ場・働く場・活動する場等の環境の整備を図り、障害のある人の自立生活と積極的な社会参加を促進します。

◎障害のある人の自己選択・自己決定への支援

障害のある人自身が自己選択・自己決定を前提に必要なサービスを受けながら安心して生活を送ることができるよう、適切な相談支援体制の充実をはじめ、意思疎通のための手段を選択できる機会の提供の促進などに努め、その人らしい生活を送ることができる環境づくりを推進します。

◎社会のバリアフリー化の促進

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物や制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティ¹の向上を図ります。

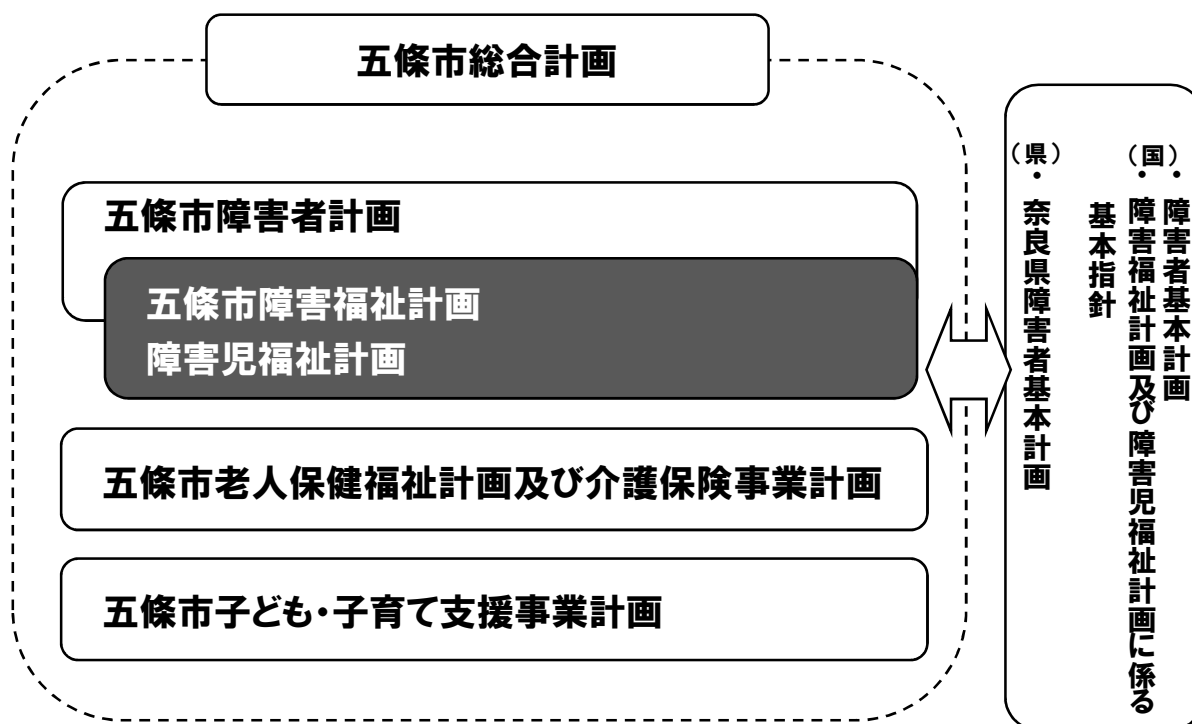
特に障害を理由とする差別の解消に向け、引き続き障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、“心のバリアフリー”を推進します。

¹ アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める法定計画であり、同時に児童福祉法第33条の20第1項に定める法定計画として策定するものです。

なお、本計画は、市政の最上位計画である「五條市総合計画」における障害者施策全般に関わる理念や基本的な方針を定める「五條市障害者計画」を上位計画とし、策定にあたっては国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」を踏まえるとともに、関連計画と整合・連携を図りながら推進するものとします。



【障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係】

＜障害者計画＞

- ◇ 法的根拠：障害者基本法（第11条第3項）に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な計画
- ◇ 計画の期間：10年
- ◇ 内 容：生活支援、保健・医療、教育、文化芸術活動・スポーツ、雇用・就業、経済的自立の支援、生活環境、情報アクセシビリティ、安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮

＜障害福祉計画＞

- ◇ 法的根拠：障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- ◇ 計画の期間：3年
- ◇ 内 容：各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量見込みと確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項

＜障害児福祉計画＞

- ◇ 法的根拠：児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画
- ◇ 計画の期間：3年
- ◇ 内 容：障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とします。ただし、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進行状況等により、必要に応じ見直しを行うこととします。

平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)
		第2次五條市障害者計画 ＜平成29（2017）年度～平成38（2026）年度＞					
			本計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画				
						第6期計画 第2期計画	

第5節 基本方針

障害福祉計画は、障害者総合支援法の理念を踏まえ、次の視点に立って、障害者の自立を支えるための基盤整備を推進します。

1. 一元的な障害福祉サービスの提供

障害者等が地域で障害福祉サービスを利用できるよう、市が基本的な実施主体となるとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害の種別ごとに分かれていた制度を一元化することで、障害福祉サービス等の充実を図ります。

また、従来から、発達障害者及び高次脳機能障害者については、精神障害者に含まれるものとして給付の対象となっていたところですが、自立支援法から障害者総合支援法への改正により、障害の範囲に難病等も加えられました。今後も障害福祉サービス等を円滑に受けることができるよう周知に努めます。

2. 地域生活移行や就労支援を推進するための基盤整備

障害者の地域生活を支え、就労による経済基盤の確保を推進するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、地域生活移行や就労支援に対応したサービス提供体制の基盤整備を進めます。

3. 共生の視点に立った支援策の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障害のある人が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくため、障害福祉サービス等の支援策の充実を推進します。

第2章 障害者等の現状

第2章 障害者等の現状

第1節 人口の推移

本市の人口は、平成7（1995）年に4万人台に達しましたが、その後は減少が続き、平成29（2017）年10月1日現在の総人口は31,430人となっています。

また、高齢化率は年々上昇し、平成29（2017）年には34.7%で、市民の3人に1人は高齢者となる一方、0～14歳までの年少人口比率は9.4%で、平成2（1990）年の18.7%に比べほぼ半減し、人口構造は少子高齢化が進んでいる状況となっています。

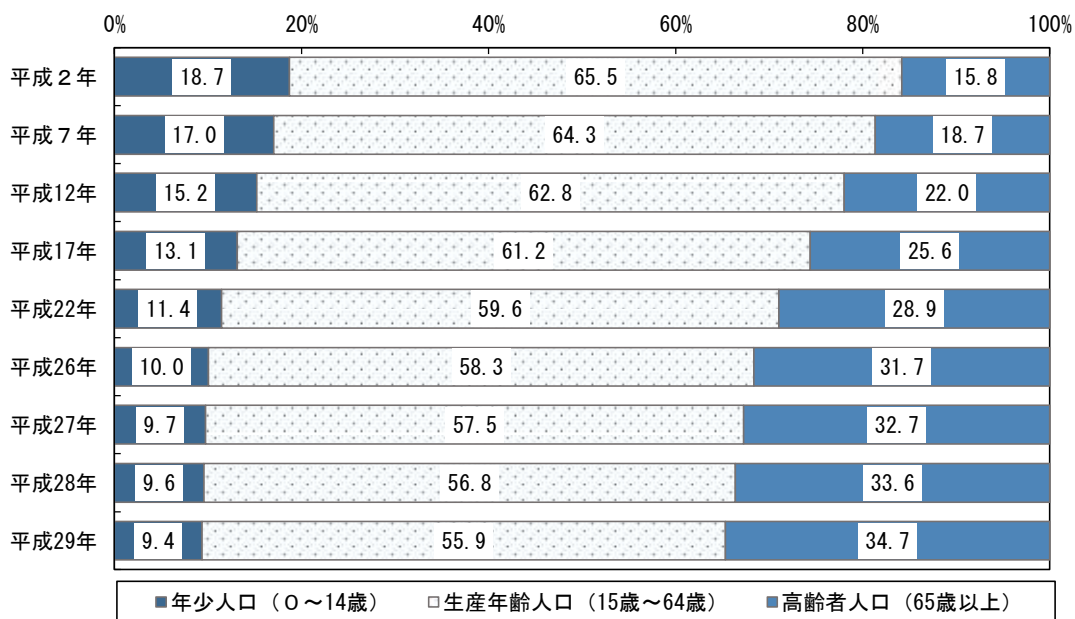
■年齢別人口の推移

（単位：人）

	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
総人口	39,869	40,871	39,928	37,375	34,460	33,283	32,703	32,077	31,430
年少人口 （0～14歳）	7,433	6,951	6,066	4,909	3,937	3,343	3,185	3,068	2,942
生産年齢人口 （15～64歳）	26,089	26,278	25,077	22,886	20,550	19,405	18,818	18,223	17,584
高齢者人口 （65歳以上）	6,308	7,631	8,785	9,580	9,973	10,535	10,700	10,786	10,904
年齢不詳	39	11	0	0	0	0	0	0	0

資料：平成22年までは国勢調査/平成26～29年は住民基本台帳及び外国人登録（各年10月1日現在）

■年齢3区分人口比率



※年齢不詳を除く

第2節 障害者（児）の状況

1. 障害者手帳所持者の推移

平成29（2017）年3月末現在の身体障害者手帳所持者は1,688人、療育手帳所持者は283人、精神障害者保健福祉手帳所持者は200人となっています。

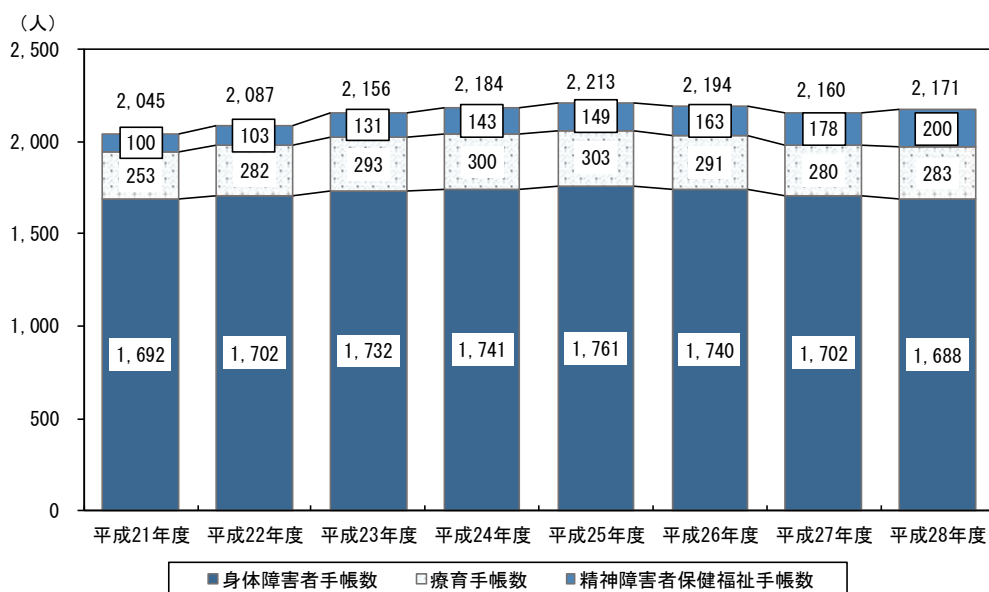
■障害者手帳所持者の推移

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳数	1,692	1,702	1,732	1,741	1,761	1,740	1,702	1,688
療育手帳数	253	282	293	300	303	291	280	283
精神障害者保健福祉手帳数	100	103	131	143	149	163	178	200

資料：社会福祉課（各年度末現在）

■障害者手帳所持者の推移



■障害者手帳所持者の年齢別内訳

(単位:上段:人、下段:構成比)

	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
身体障害者手帳数	13	60	328	1,287
	0.8%	3.6	19.4	76.2
療育手帳数	75	96	84	28
	26.5%	33.9%	29.7%	9.9%
精神障害者保健福祉手帳数	0	52	116	32
	0.0%	26.0	58.0	16.0

資料：社会福祉課（平成29年3月末現在）

2. 身体障害者手帳所持者の状況

年齢別では、65歳以上が7割を占めています。平成21（2009）年度と比べると、92人の増加となっており、高齢化の進展が影響していると考えられます。

障害の等級別では、1級と4級が多く、また1、2級を合わせると各年度とも約4割を占め、重度障害者の割合が高くなっています。

障害の種類別・等級別では、肢体不自由が多いですが、6級は聴覚平衡機能障害が、1級は内部障害が他の等級より多い状況です。

■身体障害者手帳所持者の年齢別内訳

(単位:上段:人、下段:構成比)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
0～17歳	14	16	19	17	16	15	17	13
	0.8%	0.9%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.8%
18～64歳	483	488	474	456	451	417	398	388
	28.5%	28.7%	27.4%	26.2%	25.6%	24.0%	23.4%	23.0%
65歳以上	1,195	1,198	1,239	1,268	1,294	1,308	1,287	1,287
	70.6%	70.4%	71.5%	72.8%	73.5%	75.2%	75.6%	76.2%
計	1,692	1,702	1,732	1,741	1,761	1,740	1,702	1,688

資料：社会福祉課（各年度末現在）

■身体障害者手帳所持者数の等級別内訳

(単位:人、平成28年度の%は手帳所持者数に占める割合)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
1級	426	428	440	433	431	434	426	421	24.9%
2級	279	277	285	284	279	277	258	251	14.9%
3級	322	329	329	335	345	327	332	333	19.7%
4級	411	418	422	436	458	453	436	432	25.6%
5級	125	126	131	128	126	130	130	128	7.6%
6級	129	124	125	125	122	119	120	123	7.3%
計	1,692	1,702	1,732	1,741	1,761	1,740	1,702	1,688	100.0%

資料：社会福祉課（各年度末現在）

■身体障害者手帳所持者の障害種類ごとの内訳

(単位:人、平成28年度の%は手帳所持者数に占める割合)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
視覚障害	119	114	109	103	105	101	92	87	5.2%
聴覚平衡 機能障害	133	126	129	127	116	115	115	125	7.4%
音声言語 そしゃく 機能障害	8	10	8	10	11	10	11	12	0.7%
肢体不自由	1,067	1,083	1,109	1,112	1,121	1,098	1,057	1,043	61.8%
内部障害	365	369	377	389	408	416	427	421	24.9%
計	1,692	1,702	1,732	1,741	1,761	1,740	1,702	1,688	100.0%

資料：社会福祉課（各年度末現在）

■身体障害者手帳所持者の障害種類の等級別内訳

(単位:人)

	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語そしゃ く機能障害	肢体不自由	内部障害	計
1級	21	10	0	162	228	421
2級	27	26	0	193	5	251
3級	2	12	8	240	71	333
4級	10	21	4	281	116	432
5級	12	0	0	115	1	128
6級	15	56	0	52	0	123
計	87	125	12	1,043	421	1,688

資料：社会福祉課（平成29年3月末現在）

3. 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、平成28（2016）年度末では283人となっています。

年齢別でみると、18～64歳の年代層が多く、6割を占めています。

障害の程度別では、A（重度）が多く、平成28（2016）年度末は40～64歳が57人と最も多くなっています。

■療育手帳所持者の年齢別内訳

（単位：上段：人、下段：構成比）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
0～17歳	57 22.5%	60 21.3%	62 21.2%	61 20.3%	60 19.8%	65 22.3%	75 26.8%	75 26.5%
18～64歳	180 71.1%	204 72.3%	210 71.7%	219 73.0%	212 70.0%	195 67.0%	178 63.6%	180 63.6%
65歳以上	16 6.3%	18 6.4%	21 7.2%	20 6.7%	31 10.2%	31 10.7%	27 9.6%	28 9.9%
計	253	282	293	300	303	291	280	283

資料：社会福祉課（各年度末現在）

■療育手帳所持者の程度別内訳

（単位：人、平成28年度の%は手帳所持者数に占める割合）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
A（重度）	141	165	175	176	177	161	148	146 51.6%
B（中度）	112	117	118	124	126	130	132	137 48.4%
計	253	282	293	300	303	291	280	283 100.0%

資料：社会福祉課（各年度末現在）

■療育手帳所持者の年齢の障害の程度別内訳

（単位：人）

	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
A（重度）	146	20	46	57	23
B（中度）	137	55	50	27	5
計	283	75	96	84	28

資料：社会福祉課（平成29年3月末現在）

4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成28（2016）年度末では200人で、2級が6割を占めており、年齢別でみると、18～64歳は年々増加しています。

等級別でみると、いずれの等級も増加しています。

年齢・等級別でみると、いずれの年代も2級が最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別内訳

（単位：上段：人、下段：構成比）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
0～17歳	0	0	1	1	1	1	0	0
	0.0%	0.0%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.0%	0.0%
18～64歳	84	92	117	124	130	141	148	168
	84.0%	89.3%	89.3%	86.7%	87.2%	86.5%	83.1%	84.0%
65歳以上	16	11	13	18	18	21	30	32
	16.0%	10.7%	9.9%	12.6%	12.1%	12.9%	16.9%	16.0%
計	100	103	131	143	149	163	178	200

資料：社会福祉課（各年度末現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者の障害の程度別内訳

（単位：人、平成28年度の%は手帳所持者数に占める割合）

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1級	19	12	15	20	16	23	31	35
2級	71	77	96	100	106	112	113	129
3級	10	14	20	23	27	28	34	36
計	100	103	131	143	149	163	178	200
								17.5%
								64.5%
								18.0%
								100.0%

資料：社会福祉課（各年度末現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢の障害の程度別内訳

（単位：人）

	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
1級	35	0	5	21	9
2級	129	0	31	81	17
3級	36	0	16	14	6
計	200	0	52	116	32

資料：社会福祉課（平成29年3月末現在）

第3節 難病等患者の状況

平成25（2013）年4月1日に施行された障害者総合支援法では、障害者の定義に新たに難病等を追加し、対象となる疾病を130疾病とし、その後「障害者総合支援法対象疾病検討会」において対象疾病の検討が行われ、平成27（2015）年1月1日から151疾病に、平成27（2015）年7月1日から332疾病に拡大されてきました。

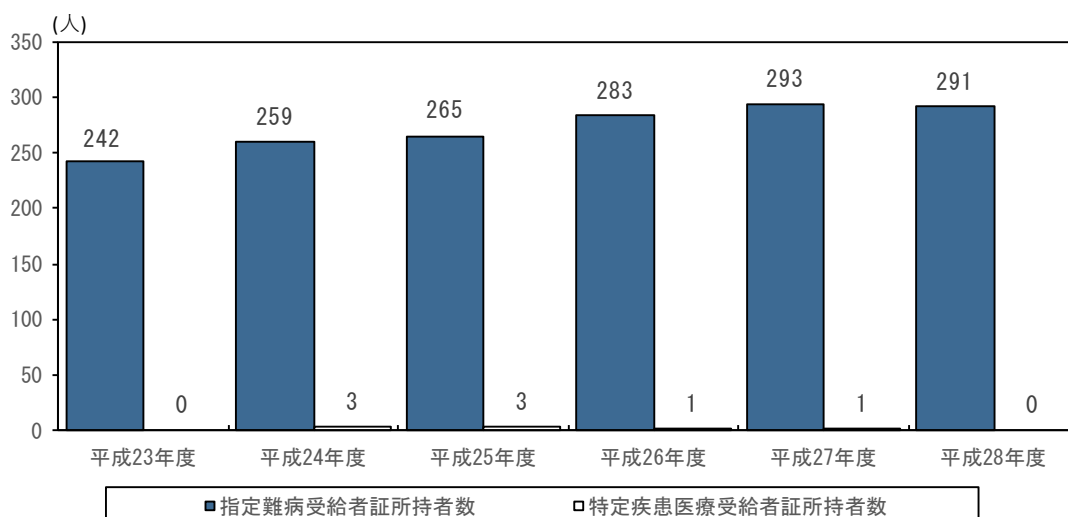
さらに、同検討会における議論等を踏まえ、平成29（2017）年4月1日から、対象疾病が358疾病に拡大されています。

本市における平成28（2016）年度の指定難病受給者証所持者数は291人、特定疾患医療受給者証所持者数は0人となっています。

なお、指定難病については、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定された330疾病で、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する医療費助成制度があります。

また、特定疾患医療費助成制度は、厚生労働省が指定する特定の4疾患に対して医療費の助成を行う制度です。

■指定難病・特定疾患医療受給者証所持者数の推移



資料：吉野保健所（各年度末現在）

第4節 障害支援区分認定の実施状況

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定の状況は、下表のとおりとなっています。

■障害支援区分認定の状況

【平成26(2014)年】

(単位:人)

	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
身体障害者	72	1	4	9	10	13	28	7
知的障害者	124	0	9	22	24	26	28	15
精神障害者	45	0	8	11	4	3	0	19
難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0
計	241	1	21	42	38	42	56	41

【平成27(2015)年】

(単位:人)

	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
身体障害者	78	1	4	8	15	12	26	12
知的障害者	126	0	8	22	22	27	28	19
精神障害者	47	0	6	9	4	3	0	25
難病患者	2	0	0	2	0	0	0	0
計	253	1	18	41	41	42	54	56

【平成28(2016)年】

(単位:人)

	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
身体障害者	82	1	4	11	13	13	30	10
知的障害者	122	0	9	16	22	31	26	18
精神障害者	48	0	8	8	6	2	0	24
難病患者	2	0	0	2	0	0	0	0
計	254	1	21	37	41	46	56	52

資料：社会福祉課（各年10月1日現在）

第5節 就労状況

1. 本市職員の障害のある人の雇用状況

本市職員の障害のある人の雇用人数は、平成 29（2017）年度は身体障害者が 6 人で、知的障害者が 2 人、精神障害者が 1 人です。算定基礎労働者数に占める障害者雇用率は 2.22% となっており、前年度に比べ 0.48 ポイント上昇しています。

■本市職員の障害のある人の雇用状況

(単位:人)

	算定基礎 労働者数	障害者雇用人数			雇用率
		身体障害者	知的障害者	精神障害者	
平成21年度	428	8	0	0	1.87%
平成22年度	428	7	0	0	1.64%
平成23年度	414	9	0	0	2.17%
平成24年度	413	9	0	0	2.18%
平成25年度	420	9	0	0	2.14%
平成26年度	412	8	0	0	1.94%
平成27年度	407	7	1	2	2.46%
平成28年度	403	5	1	1	1.74%
平成29年度	406	6	2	1	2.22%

資料：秘書課（各年度末現在、平成 29 年度は 10 月 1 日現在）

2. 障害のある人の求職状況

本市を含む、平成 29（2017）年 3 月末のハローワーク下市管轄地域における障害のある人の求職（職業紹介、有効求職者数）の状況は下表のとおりとなっています。

■障害のある人の求職状況

(単位:人)

		計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の 障害者
			重度障害者		重度障害者			
職業紹介	新規求職申込数	114	47	19	18	2	45	4
	紹介件数	232	78	29	19	2	131	4
	就職件数	72	27	8	16	4	27	2
年度末 登録状況	計	7,678	4,319	1,329	1,816	485	1,374	169
	有効求職者数	1,206	622	220	200	21	335	49
	就業中の者	3,325	1,634	352	1,100	331	505	86
	保留中の者	3,147	2,063	757	516	133	534	34

資料：ハローワーク下市（平成 29 年 3 月末現在）
 (管轄地域：五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村)

第6節 就学・就園状況

1. 特別支援学級、学校教育などの在籍状況

(1) 小学校

平成29(2017)年5月1日現在、小学校8校に36学級の特別支援学級が設置されています。在籍児童数は増加傾向がみられ、平成29(2017)年は140人となっています。

■小学校における在籍障害児童数の推移

(単位:校、級、人)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
設置校数	8	8	8	8	8	8	8	8
学級数	19	21	25	26	29	29	31	36
児童数	43	59	68	81	98	106	131	140

資料：教育総務課（各年5月1日現在）

(2) 中学校

平成29(2017)年5月1日現在、中学校5校に13学級の特別支援学級が設置されています。生徒数は増加傾向がみられ、平成29(2017)年は33人となっています。

■中学校における在籍障害生徒数の推移

(単位:校、級、人)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
設置校数	4	4	4	5	5	5	5	5
学級数	10	10	12	13	13	13	11	13
生徒数	14	18	16	22	26	31	31	33

資料：教育総務課（各年5月1日現在）

(4) 特別支援学校（盲・ろう・養護学校）

盲・ろう・養護各学校の在籍児童・生徒数の状況は次表のとおりとなっています。

■盲・ろう・養護学校における在籍児童・生徒数の推移

(単位:人)

種別	学校名		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
視覚	盲学校	小学部	0	0	0	0	0	0	0	0
		中学部	0	0	0	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴	ろう学校	小学部	0	0	0	0	0	0	1	2
		中学部	0	0	0	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	1
病弱	奈良東養護 学校	小学部	0	0	0	0	0	0	0	0
		中学部	0	0	0	0	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0
知的	高等養護	高等部	4	1	0	0	0	1	1	1
		計	4	1	0	0	0	1	1	1
肢体	明日香養護	小学部	0	0	0	0	0	0	0	0
		中学部	0	0	0	0	0	0	0	0
		高等部	2	2	1	1	1	3	2	2
		計	2	2	1	1	1	3	2	2
知的	大淀養護	小学部	4	5	4	3	8	11	12	12
		中学部	3	2	3	3	4	3	5	6
		高等部	12	10	13	8	8	7	10	4
		計	19	17	20	14	20	21	27	22
肢体	奈良養護学 校整肢園分 校	小学部	2	0	0	0	0	0	0	0
		中学部	0	1	1	1	0	0	0	0
		高等部	0	0	0	0	1	1	1	0
		計	2	1	1	1	1	1	1	0

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

2. 保育所における障害のある児童の在籍状況

保育所における平成29（2017）年度の障害のある児童の在籍数は37人で、3歳未満が1人、3歳が10人、4歳以上が26人となっています。また、加配保育士については、障害のある児童数に合わせて配属されています。

■保育所における在籍障害児童数の推移

(単位:人)

		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
在籍児数	3歳未満	165	172	172	168	198	180	187	187
	3歳	169	151	168	183	137	162	158	146
	4歳以上	347	333	341	328	358	323	299	331
在籍障害児数	3歳未満	3	3	4	8	5	7	7	1
	3歳	16	6	11	13	12	9	12	10
	4歳以上	31	30	25	24	27	45	56	26
加配保育士数	3歳未満	0	1	3	3	1	5	5	1
	3歳	5	1	6	5	6	6	6	6
	4歳以上	6	10	11	9	11	16	13	15

資料：児童福祉課（各年4月1日現在）

3. 幼稚園における障害のある児童の在籍状況

幼稚園における平成29（2017）年度の障害のある児童の在籍数は、4人となっています。

■幼稚園における在籍障害児童数の推移

(単位:人)

		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
在籍児数	4歳	31	36	42	44	23	37	24	22
	5歳	32	31	41	42	44	20	37	25
在籍障害児数	4歳・5歳	3	4	9	11	8	14	11	4
	要介護	1	2	1	1	0	0	0	0
加配教員数	4歳・5歳	2	4	5	6	5	6	4	4

資料：教育総務課（各年5月1日現在）

第7節 福祉に関わる人的資源の状況

1. 専門職の状況

本市の福祉にかかわる専門職は、平成29（2017）年10月1日現在市職員では、保健師14人、社会福祉士3人、看護師9人、栄養士4人、理学療法士1人がそれぞれ配置されています。

また、社会福祉協議会では、社会福祉士9人、看護師2人、介護福祉士17人、精神保健福祉士2人がそれぞれ配置されています。

■専門職の配置状況

(単位:人)

職種	市職員	社会福祉協議会
保健師	14	0
社会福祉士	3	9
看護師	9	2
栄養士	4	0
理学療法士	1	0
作業療法士	0	0
機能訓練士	0	0
介護福祉士	0	17
精神保健福祉士	0	2

資料：秘書課、社会福祉協議会（平成29年10月1日現在）

2. 民生委員・児童委員の配置の状況

平成29（2017）年10月1日現在、地域において民生委員・児童委員122人が配置されています。

3. ボランティアの状況

ボランティア団体等の登録数は、平成30（2018）年1月現在、17団体・274人、個人ボランティアは1,049人となっています。

■ボランティア団体等の登録状況

(単位:団体、人)

	団体		個人	計
	団体数	人数		
平成19年度	19	335	269	604
平成20年度	18	316	261	577
平成21年度	18	311	268	579
平成22年度	18	313	234	547
平成23年度	18	316	261	577
平成24年度	16	285	258	543
平成25年度	15	268	252	520
平成26年度	15	244	274	518
平成27年度	17	281	1,030	1,311
平成28年度	17	268	1,132	1,400
平成29年度	17	274	1,049	1,323

資料：社会福祉協議会（平成28年度までは年度末現在、平成29年度は平成30年1月現在）

※平成27年度から集計方法を変更（平成26年度以前は、市社協負担のボランティア活動保険加入者のみを計上していたが、平成27年度以降は、負担者に関係なくボランティア活動保険加入者を計上して算出。）

第8節 アンケート調査からみる課題の整理

1. アンケート調査

本計画を策定するにあたり、基礎資料とするため、平成28(2016)年11月に実施したアンケート調査より課題を整理しました。

(1) 調査の概要

調査対象	市内在住の障害者手帳所持者
配布数	身体障害者 500人
	知的障害者 100人
	精神障害者 100人
	合計 700人
回収数(回収率)	370人(52.9%)
調査期間	平成28(2016)年11月15日 ～平成28(2016)年12月5日
調査方法	郵送配付・郵送回収

(2) 課題の整理

① 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している人で、今後地域移行を考えている人は約4割となっていました。

今後は、福祉施設から地域への移行が進むよう、施設入所者の状態像やニーズに応じた、より質の高い支援を行えるよう、事業者と連携して取り組むことが望まれます。

② 福祉施設利用から一般就労への移行

施設に入所している人が思う障害のある人が働きやすくなるために必要な条件や環境整備については、「通勤の手段が確保される」が約2割、「自宅で仕事ができるようにする」が約1割となっていました。

施設に入所している人の就労移行については、「働いておらず、仕事を見つけて働きたい」と回答した方が約1割でした。

また、障害のある人が働きやすくなるために必要な条件や環境整備として、職場内での障害への理解や配慮等が挙げられています。

障害者就業・生活支援センターと就労系サービス事業所との連携を密にし、働く意欲の高い障害者の就労に繋げ、就職後、職場定着が進むよう雇用企業への継続したフォローの推進が望まれます。

2. 事業所アンケート調査

本計画を策定するにあたり、基礎資料とするとともに、今後の障害福祉施策の推進に役立てるため、障害福祉サービス事業所に、事業状況や今後の事業展開、福祉に対するご意見やご要望をお伺いするためのアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

調査対象	市内の障害者（児）（居住地特例の対象者を含む）が現在利用中の障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業所を運営する法人等
配布数	19 事業所
回収数（回収率）	7 事業所（36.8%）
調査期間	平成 30（2018）年 1 月 19 日 ～平成 30（2018）年 2 月 1 日
調査方法	メール・FAXによる調査票記入回答方式

(2) 障害福祉サービス事業所からの意見

アンケートで挙げられた主な課題は以下のとおりです。

- ・職員のスキル不足
- ・人材の確保
- ・利用者の高齢化
- ・利用者の確保

(3) 課題の整理

① 福祉人材の確保・育成

各事業所からは、人材の不足と職員のスキル不足が課題として挙げられています。今後は、障害福祉サービスを支える福祉人材を安定的に確保し、育成するための仕組みづくりについて検討することが求められています。

② 利用者の高齢化

障害福祉サービスを受けている障害者は65歳になると、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなります。必ずしも介護保険サービスの利用が優先されるわけではありませんが、今後は、障害のある人も安心して老後の生活を送れるような仕組みづくりが求められます。

第9節 発達障害者（児）に対する取組みの状況

発達障害²は、ASD（自閉症スペクトラム障害）、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）など、日常生活や社会生活に何らかの困難を抱えている者（児）のことをいいます。原因は、脳の機能障害（生まれながら脳の発達に関係する障害）ですが、親の愛情不足やしつけの問題、本人の性格によるわがままと捉えられるなど周囲に理解されにくい障害です。

しかし、平成17（2005）年4月に施行された「発達障害者支援法」により、長年にわたり障害者福祉制度の谷間におかれ、その気付きや対応が遅れがちであった「発達障害」が明確に定義され、その支援についても国、自治体、国民の責務として定められました。また、平成28（2016）年8月に一部が改正され、支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障害の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

このような背景の中、本市では、平成19（2007）年度に「発達障害者支援体制整備事業」を実施して各関係機関と連携し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、継続した支援のさらなる強化と充実のため、現在取り組んでいます。

1. 乳幼児期から就学期における発達障害者支援体制

（1）早期発見・早期療育

① 幼稚園・保育所等入所前における体制

乳幼児期は、言葉をはじめとしたコミュニケーション能力、対人関係や社会性の発達がある時期です。この時期に、母子保健法に基づいて実施している乳幼児健康診査において、その発達について保護者の不安はないか、また児にとって支援が必要となるのか等、早期に課題を発見し、専門職と連携しながら、医療機関の紹介、療育教室・療育相談の実施など個別に対応し支援を行っています。

② 幼稚園・保育所等就学前教育・保育施設における体制

入所前に支援が必要となる児に加え、集団生活を過ごすことで支援が必要だと思われる児に対し、保護者と一緒に、児の不安について考え、専門的な療育が必要となるのか等の検討を含め、各関係機関が連携し支援を実施しています。

また、市内の保育所・幼稚園等を専門職が訪問し、支援者である保育士等のスキルアップのため、児への関わり方の指導や研修会等を実施しています。

² 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

③ 幼稚園・保育所等就学前教育・保育施設から就学期における支援体制

発達障害にかかる支援では、本人の成長段階それぞれにおいて継続的に適切な支援を受けられることが重要です。各成長段階で療育者・支援者が変わることによる支援の中断や混乱をなくすために、本人の発達の経過、障害の特性とその変化、日常生活の状況及び支援の内容など必要な事項を記載できる支援ノート（すこやかノート）を、市独自で作成し、乳幼児期から就学後に向けて、保護者を含めた関係機関で共有し、児の継続した支援の為に活用しています。

2. 中学校卒業後の発達障害者支援体制

発達障害者支援体制の大きなねらいは、乳幼児から生涯にわたる一貫した支援です。

その一貫した支援にあたっては保健・福祉・教育の緊密な連携が必要不可欠です。

しかし、義務教育卒業後は、学校でのサポートが終了することで各関係機関の支援が十分でなくなります。

そのため、今後は卒業後の青年期から生涯にわたるサポート体制の整備に向け、周囲の理解を促し、就労を含めた生活についての支援を充実させることが課題となっています。

第10節 地域自立支援協議会の取組み状況

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として「地域自立支援協議会」が位置づけられています。本市は、南和圏域の4市町（五條市、吉野町、大淀町、下市町）で構成する「五條・吉野地域自立支援協議会」に参加して、障害のあるなしにかかわらず誰もが人としての尊厳を尊重され、必要な支援を受けながら、地域で当たり前で暮らせる社会づくりをめざしています。

1. 地域自立支援協議会の機能

地域自立支援協議会の設置目的として、ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や当事者による相互支援（ピアカウンセリング）、権利擁護に必要な援助等を提供するために相談支援体制の強化が第一にあげられます。

これまでは、行政の窓口担当者や関係施設において個別に対応していたものを、障害者や家族が抱えるさまざまな困難・課題を掘り起こして情報の共有化を図り、地域における関係機関の連携と社会資源の最大活用により、本人にとってより良い対応をめざしていくための組織です。主な機能として以下があげられます。

<情報機能>

- ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

<調整機能>

- ・ 地域の関係機関によるネットワークの構築
- ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整

<開発機能>

- ・ 地域における社会資源の開発、改善

<教育機能>

- ・ 構成員の資質向上の場として活用

<権利擁護機能>

- ・ 権利擁護に関する取組みの展開

<評価機能>

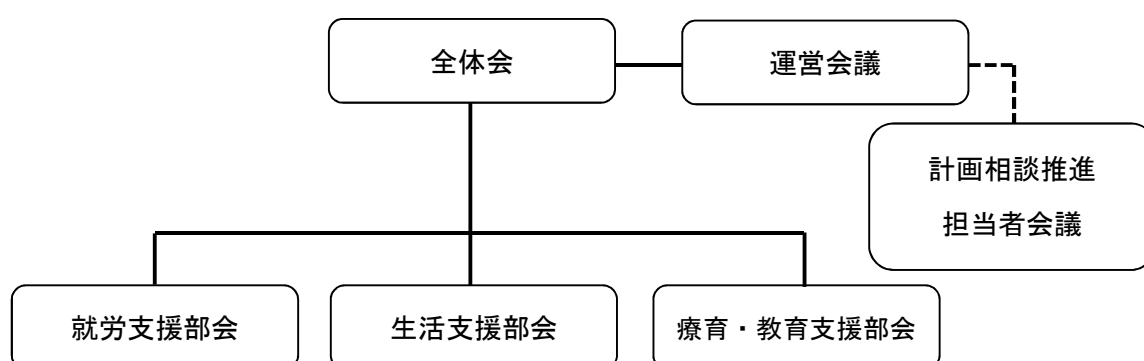
- ・ 相談支援体制の評価

2. 五條・吉野地域自立支援協議会の概要

五條・吉野地域自立支援協議会は平成19年度に設置され、平成29年度現在、全体会、運営会議、3つの専門部会と1つのワーキングチームで構成されています。

また、障害者一人ひとりが抱える課題に即して支援を行うための「個別支援会議」を必要に応じて開催しています。課題の内容によって個別支援会議に参加する人や会議のあり方は変わります。個別のケースから地域における課題が明らかになることを踏まえ、地域自立支援協議会として総力をあげて取り組んでいく必要があります。

■平成 29 年度組織図



<設置者>五條市、吉野町、大淀町、下市町

<委託事務局>NPO法人吉野コスモス会 生活相談センターのどか

■全体会の役割

地域の障害者支援分野における代表者が集まり、専門部会等で積み上げたことの意味決定や確認を行います。これまでは専門部会が整備途上であったため、全体会において事例検討や細部にわたる協議も行っていましたが、今後は専門部会の活動を充実することにより、意思決定機関としての役割を明確にする必要があります。

■就労支援部会の役割

特別支援学校の進路担当者や公共職業安定所の障害者就労担当者等が参画し、福祉就労の充実と一般就労の拡大に向けた支援について検討を行います。

就労をしていく上でも住まいの場が無いと働けないなど、「就労」と「居住」は切り離せない課題であるため、今後は生活支援部会と連携し、五條・吉野地域の生活の場について情報収集を行い、現状を把握するとともに課題を整理し、支援のあり方を検討していく必要があります。

■生活支援部会の役割

障害者の地域生活に関連するさまざまな事項について検討を行います。生活全般にかかわるため広範囲の事項が対象となりますが、その中で移動支援と日中活動に対する検討が優先課題となっています。

五條・吉野地域の特徴として、障害者が利用できる施設やサービス提供機関が一定の地域内に集中していることがあります。一方、障害者の移動手段に限界があるため必要なサービスの利用をあきらめたり、自宅での生活に支障をきたすということにつながっています。

身近な地域における居場所づくりや、精神障害に対する偏見が根強いために地域生活移行が進まないことなども課題にあげられます。

生活支援部会には、一般公募により選出された委員も参画しており、人的資源も含めて現在ある社会資源の効果的な活用や創意工夫をこらした支援のあり方を検討していく必要があります。

■療育・教育支援部会の役割

障害児の成長段階に応じた連続的な支援体制を確保することを目的に、療育・発達コーディネーター、行政の保健担当者、学校関係者、事業者のほか一般公募委員など多岐にわたる分野から参画しています。平成20（2008）年11月に設置されたことから、発達障害支援も含めた検討を、さまざまな立場の視点で今後検討していきます。

第3章 第4期計画の目標の 達成度評価と第5期計画の成果目標

第3章 第4期計画の目標の達成度評価と 第5期計画の成果目標

第1節 施設入所者の地域生活への移行

1. 第4期計画の取組み実績と課題

■ 実績

平成28（2016）年度末の入所者数は、平成29（2017）年度末目標値55人に対し58人で、施設の入所者の削減見込み数は、目標△3人に対して+1人、削減率は目標△5.2%に対し+1.7%と、新たな入所と退所・死亡等の異動を差し引いて増加しています。

	平成25年度末 実績値	平成29年度末 目標値	平成28年度末 実績値
施設入所者数	58人	55人	58人
減少（見込み）数 （削減率）		△3人 （△5.2%）	+1人 （+1.7%）

※国の設定目標

- ・平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減

平成28年（2016）度末の地域生活への移行者数は0人で、地域移行者数の目標値は未達成となっています。

平成25年度末 施設入所者数	地域移行者数（移行率） 平成29年度末目標値	地域移行者数（移行率） 平成28年度末実績値
58人	7人 （12.1%）	0人 （0.0%）

※国の設定目標

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行

■ 評価と課題

障害者の高齢化により身体的な介護や認知症の対応などの必要が増しているにもかかわらず、高齢者向けの施設に空きがなく、障害福祉サービスの施設入所支援の利用が続いている状況です。施設入所者においても重度者の割合が高まり、施設入所者の地域生活への移行は進みにくくなっています。

2. 第5期計画の目標と達成に向けた方策

施設入所者の地域生活への移行については、第4期計画の実績を踏まえ、国が定める基本指針に基づき平成32（2020）年度における数値目標を次のとおり設定します。

■ 目標値

【国の目標値】	
○施設入所者数の削減	：平成28年度末時点から2%以上削減

	平成28年度末 実績値	平成32年度末 目標値
施設入所者数	58人	56人
減少(見込み)数 (削減率)		△2人 (△3.4%)

■ 目標値

【国の目標値】	
○施設入所者の地域移行	：平成28年度末時点から9%以上移行

施設入所者数 平成28年度末	地域移行者数(移行率) 平成32年度末目標値
58人	6人 (10.3%)

■ 目標達成に向けた方策

障害者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアや、地域の障害者等に対する支援を行う等施設が地域に開かれるための取り組み、地域移行とその啓発研修等の開催を支援します。

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1. 第5期計画の目標と達成に向けた方策

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国が定める基本指針に基づき平成32（2020）年度における数値目標を次のとおり設定します。

■ 目標値

【国の目標値】

1. 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。

2. 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置目標	未設置	未設置	設置

■ 目標達成に向けた方策

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とし、近隣市町村と連携して整備に向けた調整・協議に取り組んでいきます。

第3節 地域生活支援拠点等の整備

1. 第4期計画の取組みの現状と課題

■ 実績

前計画期間中に、目標値は達成できていません。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域生活支援拠点等の整備実績	0 か所	0 か所	0 か所

※国の設定目標

・平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する

■ 評価と課題

近隣町村と連携して、整備に向けて調整・協議を進めています。

2. 第5期計画の目標と達成に向けた方策

地域生活支援拠点等の整備については、次の考え方に沿って整備します。

■ 目標値

【国の目標値】

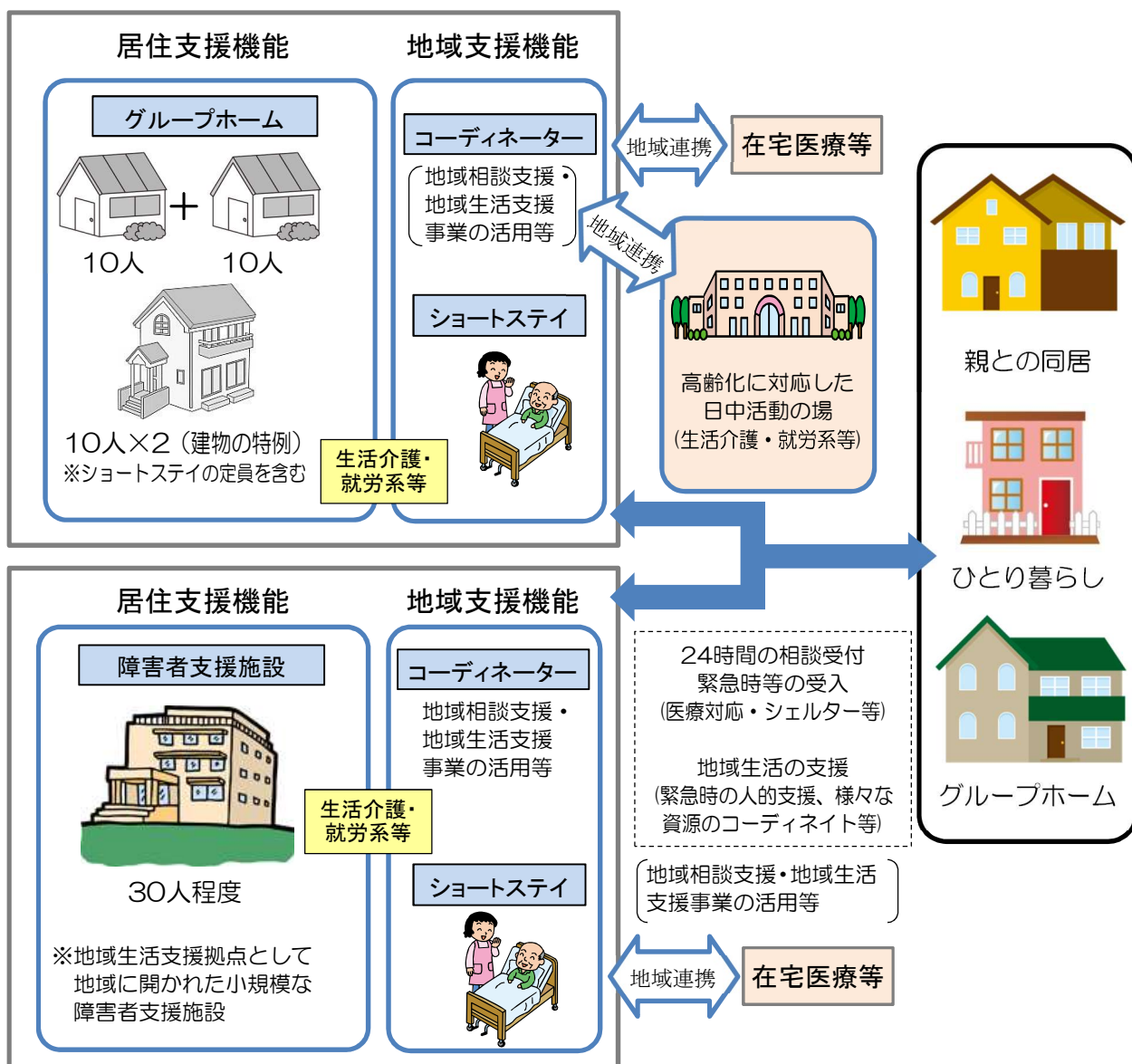
○平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域生活支援拠点等の整備目標	0 か所	0 か所	1 か所

■ 目標達成に向けた方策

圏域での整備が可能なことから、近隣町村と連携して、整備に向けて調整・協議を進め、整備を目指します。

＜地域生活支援拠点等の整備 イメージ図＞



第4節 福祉施設利用から一般就労への移行

1. 第4期計画の取組み実績と課題

■ 実績

平成28(2016)年度中に福祉施設利用から一般就労に結びついた障害者数は2人であり、目標値に達しています。

	平成24年度末 実績値	平成29年度末 目標値	平成28年度末 実績値
一般就労移行者数	0人	2人	2人

※国の設定目標

・平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上

■ 評価と課題

地域自立支援協議会就労支援部会主催講演会の当事者発表など就労意欲を上げる働きかけにより平成28(2016)年度末の実績値2人に結びつきましたが、障害者の就労を取り巻く社会環境は厳しい状況が続いており、引き続きハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労系サービス事業所との連携を密にしていく必要があります。

2. 第5期計画の目標と達成に向けた方策

福祉施設利用から一般就労への移行については、第4期計画の実績を踏まえ、国が定める基本指針に基づき平成32(2020)年度末における数値目標を次のとおり設定します。

■ 目標値

【国の目標値】

○福祉施設から一般就労への移行：平成28年度実績の1.5倍以上

	平成28年度末 実績値	平成32年度末 目標値
一般就労移行者数	2人	3人

■ 目標達成に向けた方策

企業と就労意欲のある障害者とのマッチングの成果を上げることができるよう、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労系サービス事業所との連携を密にし、就労につながった障害者本人や雇用企業へのフォローが継続できるよう支援を進めます。

第5節 就労移行支援事業利用者数の増加

1. 第4期計画の取組み実績と課題

■ 実績

平成29年度末の就労移行支援事業利用者数の目標値は8人としていました。平成28(2016)年度末の利用者数は11人で、目標値の8人を上回っています。

就労移行支援事業利用者 平成25年度末実績値	就労移行支援事業利用者 平成29年度末目標値	就労移行支援事業利用者 平成28年度末実績値
5人	8人以上	11人

※国の設定目標

- ・平成29年度末における利用者数が平成25年度末の数の6割以上増加

■ 評価と課題

第4期計画期間中に本市で事業所の開設があり、平成29(2017)年度末には目標値の8人以上を上回る利用者数が見込まれます。

標準利用期間が24か月と設定されており就労移行支援のアセスメントを経た利用者は一般就労または他の就労系サービスの利用へと移行していくため、利用者数は一定ではありません。

2. 第5期計画の目標と達成に向けた方策

就労移行支援事業の利用者数については、第4期計画の実績を踏まえ、国が定める基本指針に基づき平成32(2020)年度における数値目標を次のとおり設定します。

■ 目標値

【国の目標値】

○就労移行支援事業利用者数の増加：平成28年度末時点から2割以上増加

就労移行支援事業利用者 平成28年度末実績値	就労移行支援事業利用者 平成32年度末目標値
11人	14人以上

■ 目標達成に向けた方策

就労を希望する障害者の利用につながるよう、障害者就業・生活支援センターや特別支援学校高等部等との連携に努めます。

第6節 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

1. 第4期計画の取組み実績と課題

第4期計画では、計画時において当該事業を実施している事業所がなく、実績がなかったため、国の基本指針に基づく、平成29（2017）年度における数値目標は定めていませんでした。

就労移行支援事業所数 平成29年度末見込み	うち就労移行率 3割以上の事業所数
－事業所	未設定

※国の設定目標

- ・就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする

2. 第5期計画の目標と達成に向けた方策

就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加については、国が定める基本指針に基づき平成32（2020）年度における数値目標を次のとおり設定します。

■ 目標値

【国の目標値】
○就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする

就労移行支援事業所数 平成29年度末目標値	就労移行支援事業所数 平成28年度末実績値	就労移行支援事業所数 平成32年度末目標値
－事業所	0事業所	2事業所
うち就労移行率 3割以上の事業所数	うち就労移行率 3割以上の事業所数	うち就労移行率 3割以上の事業所数
未設定	0事業所 (0.0%)	1事業所 (50.0%)

■ 目標達成に向けた方策

就労移行支援事業所による障害者本人や雇用企業へのフォローが継続できるよう支援に努めます。

第7節 就労定着支援による職場定着率の増加

1. 第5期計画の目標と達成に向けた方策

就労定着支援による職場定着率の増加については、国が定める基本指針に基づき平成32（2020）年度における数値目標を次のとおり設定します。

■ 目標値

【国の目標値】

○就労定着支援による職場定着率の増加：支援開始後1年後の職場定着率を80%とする

	平成32年度末 目標値
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	80%

■ 目標達成に向けた方策

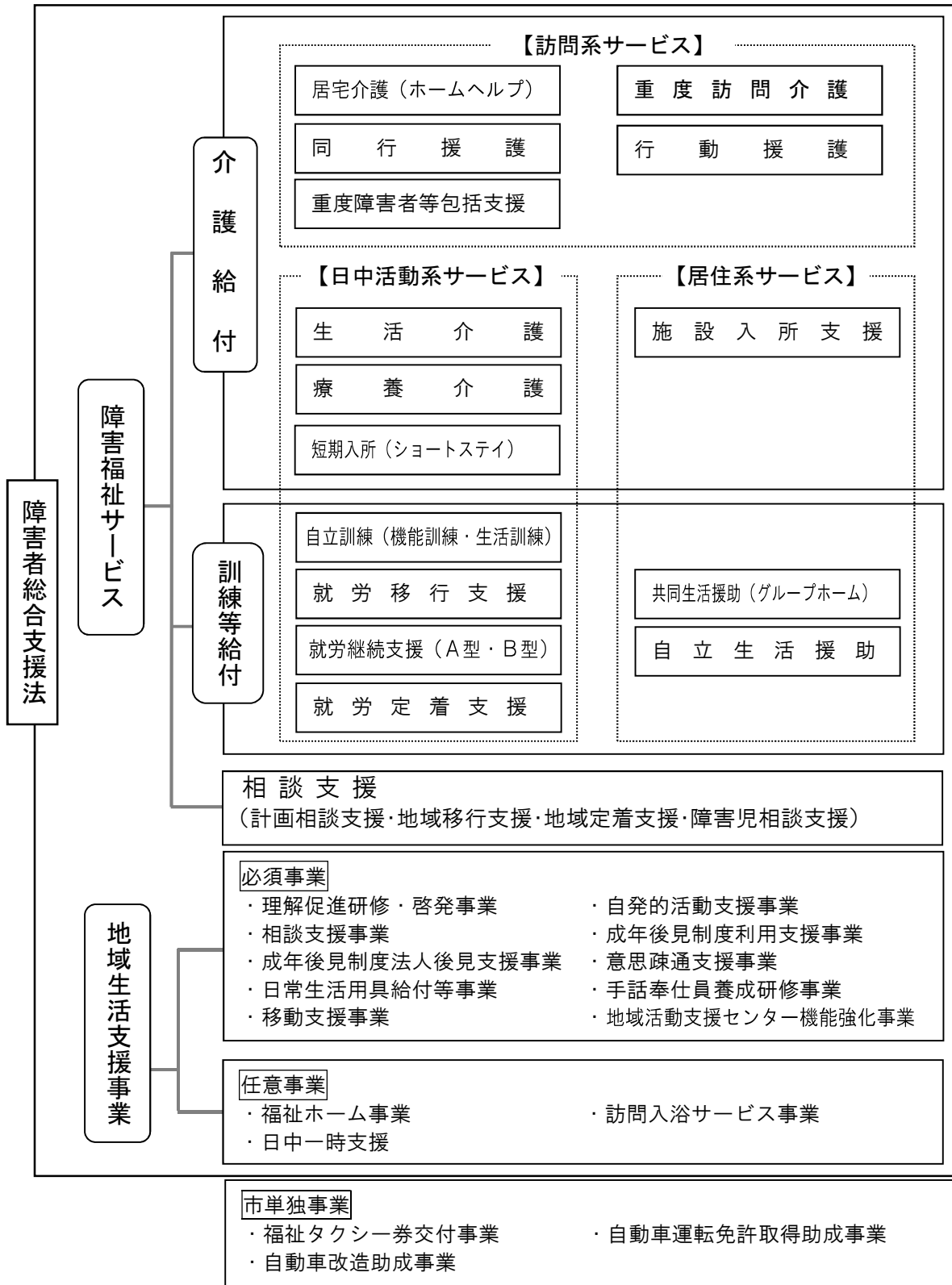
平成30（2018）年4月からの障害者総合支援法改正により、就労定着に向けた支援を行う新たなサービスが創設され、定着支援の取組が報酬上評価されるようになります。

現時点で当該事業を実施する予定の事業所はありませんが、就労移行支援等を経て一般就労へ移行した障害者が就労に伴う生活面の課題に対応できるよう企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて支援を行う実施事業所の整備に努めます。

第4章 障害福祉サービス等の提供 実績と今後の見込み（活動指標）

第4章 障害福祉サービス等の提供実績と今後の見込み（活動指標）

第1節 障害福祉サービスの体系



第2節 障害福祉サービスの提供状況および利用見込みと整備の方向

1. 訪問系サービス

【サービスの内容】

サービスの名称	給付の種類	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	入浴、排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたるサービスを提供します。
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由者または知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難がある障害者で、常時介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
同行援護	介護給付	重度の視覚障害により移動が困難で常に介護が必要な人に、外出の際、ヘルパーが同行し、移動に必要な視覚的情報等を提供するとともに、移動の援護などのサービスを提供します。
行動援護	介護給付	知的障害または精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な人に、危険を回避するために、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等 包括支援	介護給付	常時介護を必要とする人の中でも介護の必要の程度が著しく高い場合に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

【利用実績】

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		対象人数	利用量	対象人数	利用量	対象人数	利用量
居宅介護	実績	43人	980時間	56人	951時間	54人	887時間
	計画値	46人	1,012時間	50人	1,100時間	53人	1,166時間
重度訪問介護	実績	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
同行援護	実績	6人	87時間	7人	100時間	7人	101時間
	計画値	9人	130時間	9人	130時間	9人	130時間
行動援護	実績	11人	390時間	17人	359時間	20人	382時間
	計画値	10人	300時間	12人	360時間	14人	420時間
重度障害者 等包括支援	実績	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	計画値	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間

* 1か月あたりの延べ利用人数・時間

*平成29年度は見込み値

現状と課題

- ◆ 居宅介護については、利用量がゆるやかに減少し利用者数実績が増加していることから、短時間の利用が増えているものと考えられます。
- ◆ 重度訪問介護および重度障害者等包括支援は、利用のニーズはあるものの、サービス提供事業所の確保が進まなかったため、利用実績はありません。
- ◆ 同行援護は、計画で見込んだほど利用者はなく、毎年1人程度利用者が増える程度で、本事業の周知を図る必要があります。
- ◆ 行動援護は、地域生活支援事業の移動支援に優先して利用する事業として位置付けており、本事業の利用が適切であると判断される障害者のサービス移行が進んだために利用者が増加していると考えられます。

【計画期間内の利用見込み量】

区分	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	対象人数	利用量	対象人数	利用量	対象人数	利用量
居宅介護	56人	927時間	58人	967時間	60人	1,007時間
重度訪問介護	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
同行援護	7人	105時間	7人	105時間	7人	105時間
行動援護	22人	558時間	24人	609時間	26人	660時間
重度障害者等包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間

* 1か月あたりの延べ利用人数・時間

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ 利用者の多様なニーズに適切に応じるため、早朝、夜間、緊急時に対応できるサービス体制の整備を事業者に促します。
- ◆ 障害者総合支援法改正と介護保険法改正により、介護保険サービス事業所による共生型サービスへの参入が可能となります。

2. 日中活動系サービス

【サービスの内容】

サービスの名称	給付の種類	サービスの内容
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排泄、食事の介助を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
短期入所	介護給付	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期間の入所による入浴、排泄、食事の介護などを行います。
療養介護	介護給付	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労移行支援	訓練等給付	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	訓練等給付	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	訓練等給付	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【利用実績】

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		対象人数	利用量	対象人数	利用量	対象人数	利用量
生活介護	実績	100人	1,932人日	106人	1,906人日	104人	1,880人日
	計画値	105人	2,100人日	110人	2,200人日	115人	2,300人日
療養介護	実績	5人	5人	5人	5人	5人	5人
	計画値	5人	5人	5人	5人	5人	5人
短期入所	実績	17人	144人日	17人	184人日	21人	186人日
	計画値	20人	260人日	22人	286人日	24人	312人日
自立訓練 (機能訓練)	実績	1人	17人日	2人	38人日	2人	41人日
	計画値	1人	20人日	1人	20人日	1人	20人日
自立訓練 (生活訓練)	実績	3人	38人日	2人	23人日	1人	21人日
	計画値	10人	150人日	10人	150人日	10人	150人日
就労移行支援	実績	9人	164人日	10人	181人日	13人	257人日
	計画値	9人	135人日	9人	135人日	10人	150人日
就労継続支援 (A型)	実績	14人	288人日	14人	279人日	14人	283人日
	計画値	11人	220人日	12人	240人日	13人	260人日
就労継続支援 (B型)	実績	72人	1,320人日	77人	1,215人日	80人	1,273人日
	計画値	64人	1,280人日	66人	1,320人日	68人	1,360人日

* 1か月あたりの延べ人数・人日

*平成29年度は見込み値

現状と課題

- ◆ 生活介護は、利用者数は増加しながらも利用量は減少しており、短時間利用の傾向があります。
- ◆ 療養介護は、市内に事業所がなく市外の事業所を利用しています。
- ◆ 短期入所は、家族不在時の緊急的な入所や介護家族のレスパイト（日常的なケアからの一時的開放）等で利用することが多く、各年度の利用者数は必ずしも一定ではありません。また、近年は障害者が将来親元を離れて暮らすことを想定して自宅外での起居に慣れるための利用も増加しています。
- ◆ 自立訓練は、定められた期間内での訓練ではあるものの、具体的な将来像に向かって訓練に取り組む障害者の、利用後の成果が期待できます。
- ◆ 就労移行支援は、市内や近隣市町村でのサービス提供事業者の充実により利用者数は増加していますが、標準利用期間（24か月）の終了を計画期間中に迎えたケースが少なく、計画期間内において一般就労につながった障害者は数名程度となっています。
- ◆ 就労継続支援（A型）は、利用者数はほぼ横ばいになっているようです。就労継続支援（B型）は、就労経験はあるものの雇用が困難で自宅で過ごしていた障害者が社会参加をする機会につながっています。

【計画期間内の利用見込み量】

区分	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	対象人数	利用量	対象人数	利用量	対象人数	利用量
生活介護	106人	2,120人日	108人	2,160人日	110人	2,200人日
療養介護	5人	5人	5人	5人	5人	5人
短期入所（福祉型）	23人	207人日	25人	225人日	27人	243人日
短期入所（医療型）	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
自立訓練（機能訓練）	2人	40人日	2人	40人日	2人	40人日
自立訓練（生活訓練）	1人	20人日	1人	20人日	1人	20人日
就労移行支援	15人	270人日	15人	270人日	15人	270人日
就労継続支援（A型）	16人	336人日	18人	378人日	20人	420人日
就労継続支援（B型）	83人	1,494人日	86人	1,548人日	89人	1,602人日
就労定着支援	2人	2人	3人	3人	4人	4人

* 1か月あたりの延べ人数・人日

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ 生活介護を必要とする障害者に対し、生活動作訓練や身体機能維持等の身体面にアプローチできる専門性の高いサービスを提供できる事業所の確保に努めます。
- ◆ 短期入所については、必要時に適切なサービスの利用ができるよう、事業所等の情報提供を行うなどの支援を行います。
- ◆ 自立訓練については、引き続き事業内容の周知を図り、特別支援学校や病院相談室との連携を進めます。
- ◆ 就労については、就労支援センター等と連携して就労機会の確保に努めます。また、就労移行支援については、アセスメントと評価が十分に行われるよう、事業所に求めます。
- ◆ 新しく利用を始める障害者や家族は障害福祉サービスの利用自体が初めてという方も多く、丁寧な制度説明を行うよう努めます。

3. 居住系サービス

【サービスの内容】

サービスの名称	給付の種類	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	訓練等給付	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
施設入所支援	介護給付	介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練や就労移行支援のサービス等を利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

【利用実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	実績	21人分	20人分	20人分
	計画値	20人分	22人分	24人分
施設入所支援	実績	56人分	58人分	57人分
	計画値	62人分	64人分	66人分

* 1か月あたりの利用人員

* 平成29年度は見込み値

【現状と課題】

- ◆ 共同生活援助(グループホーム)は、介護者の高齢化により自宅での生活が難しくなった障害者が地域生活を続けられるよう入居するケースが多く、入所等から地域生活への移行となっているケースは少ないのが現状です。引き続き、施設入所者等の地域生活への移行が進むよう、共同生活援助(グループホーム)について一層の基盤整備が必要です。
- ◆ 施設入所支援は、新規入所者はほぼなく、計画値を下回っています。

【計画期間内の利用見込み量】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助(グループホーム)	22人分	24人分	26人分
自立生活援助	0人分	0人分	0人分
施設入所支援	59人分	61人分	63人分

* 1か月あたりの利用人員

【見込み量確保の方策または事業実施の考え方】

- ◆ 引き続きグループホームの整備を事業者に対し積極的に働きかけます。
- ◆ 自立生活援助は、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供など、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域の体制づくりに努めます。

4. 相談支援

【サービスの内容】

サービスの名称	サービスの内容
計画相談支援	市が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、一定期間ごとに継続サービス利用支援（モニタリング）を行いサービスが適当かを検討します。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【利用実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	実績	34人	35人	39人
	計画値	65人	67人	70人
地域移行支援	実績	0人	0人	0人
	計画値	1人	1人	1人
地域定着支援	実績	0人	0人	0人
	計画値	0人	0人	0人

* 1か月あたりの利用人員

* 平成29年度は見込み値

現状と課題

- ◆ 計画相談支援は、平成29（2017）年度末までに、ほぼすべての利用者に対して提供できると見込んでいます。
- ◆ 地域移行支援・地域定着支援は、相談はあったものの利用につながったケースはなく、実績値はない状態です。

【利用見込み量】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	49人分	59人分	69人分
地域移行支援	1人分	1人分	1人分
地域定着支援	0人分	0人分	0人分

* 1か月あたりの利用人員

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ 計画相談支援は、障害福祉サービスの利用者すべてに必要となるサービスであり、卒業、就職、自立等の生活環境が変化する節目を見据えた助言等を提供できるよう、相談支援専門員の確保・育成を促し、研修の機会の提供などサービスの専門性の向上を図ります。
- ◆ 障害者に対してサービス内容の周知と利用促進を図ります。

第3節 地域生活支援事業の提供状況および利用見込みと整備の方向

地域生活支援事業とは、障害福祉サービスとは別に、地域や利用者の実情に応じて市と県が協力して実施する事業です。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業とは、障害者等が日常生活及び社会生活を行う上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための啓発活動などを行う事業です。

【実施実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修 ・啓発事業	実績	未実施	未実施	未実施

*平成29年度は見込み値

【利用見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	未実施	未実施	未実施

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業とは、障害者等やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

【実施実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	実績	未実施	未実施	未実施

*平成29年度は見込み値

【利用見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業 (実施の有無)	未実施	未実施	未実施

(3) 相談支援事業

(ア) 障害者相談支援事業

障害者相談支援事業とは、障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する事業です。

【実施実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	実績	1か所	1か所	1か所
	計画値	1か所	1か所	1か所

*平成29年度は見込み値

(イ) 地域自立支援協議会

障害者の地域での生活を支えるため、相談支援事業などの支援システムやネットワークづくりのための中核的な役割を担う協議の場として設置しています。

本市では、南和圏域の4市町（五條市、吉野町、大淀町、下市町）で構成する「五條・吉野地域自立支援協議会」を設置し、障害者の視点に立った相談支援事業の運営評価や障害者の地域生活に資する人材の育成、また新たな社会資源の開発などに取り組んでいます。

【実施実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域自立支援協議会	実績	1か所	1か所	1か所
	計画値	1か所	1か所	1か所

*平成29年度は見込み値

(ウ) 市町村相談支援機能強化事業

市町村相談支援機能強化事業とは、一般的な相談支援事業に加え、専門職（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応や地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行う事業です。

【実施実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
市町村相談支援機能強化事業	実績	1か所	1か所	1か所
	計画値	1か所	1か所	1か所

*平成29年度は見込み値

現状と課題

- ◆ 障害者相談支援事業については、市内1事業所が事業を進めており、計画値を達成しています。
- ◆ 地域自立支援協議会については、五條市・大淀町・下市町・吉野町の1市3町で構成する広域的な組織である五條・吉野地域自立支援協議会を設置しています。
- ◆ 市町村相談支援機能強化事業については、障害者相談支援事業を行う事業所と連携して事業を進めています。

【実施の見込み】

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所
地域自立支援協議会	設置箇所数	1か所	1か所	1か所
市町村相談支援機能強化事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ 相談支援事業や事業所についての周知を図り、相談支援事業の活性化を図ります。
- ◆ 基幹相談支援センターについては、設置を含めて、実施について検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

(ア) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業とは、知的障害や精神障害、認知症等、自分で十分判断のできない人の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行い、また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行う事業です。

(イ) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業とは、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。

【利用実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度 利用支援事業	実績	2人	3人	4人
	計画値	1人	1人	1人
成年後見制度 法人後見支援事業	実績	未実施	未実施	未実施
	計画値	未実施	未実施	未実施

* 1年あたりの利用人員
* 平成29年度は見込み値

【現状と課題】

- ◆ 計画期間中に、市長申し立ての利用が1件ありました。
- ◆ 後見人への報酬の助成について、平成27（2015）年度以降、利用は増加傾向にあります。

【利用見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	4人	5人	6人
成年後見制度法人後見支援事業 (実施の有無)	未実施	未実施	未実施

* 1年あたりの利用人員

【見込み量確保の方策または事業実施の考え方】

- ◆ 身寄りがない場合など、家族等による後見等の開始の審判請求が期待できない障害者については、市長申し立てを活用し、制度利用の支援を行います。
- ◆ 相談支援体制の充実と併せて、法人後見団体の確保に向け、関係団体と協議を行います。

(5) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

【利用実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	実績	95件	108件	100件
	計画値	4件	5件	6件
手話通訳者設置事業 (設置者数)	実績	0人	0人	0人
	計画値	0人	0人	0人

* 1年あたりの利用件数
* 平成29年度は見込み値

現状と課題

- ◆ 手話通訳は、利用実績が増加傾向にあり、子育て・教育・医療などについての通訳が必要とされており、利用者のニーズに柔軟に対応できるようサービスの提供体制を充実させる必要があります。利用の増加に対応するためにも、手話奉仕員の育成や専門性の高い研修が必要です。
- ◆ 活動時間に対するニーズが多様化しており、柔軟に対応できるようサービスの提供体制の充実を図る必要があります。

【利用見込み量】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	100件	100件	100件
手話通訳者設置事業(設置者数)	0人	0人	0人

* 1年あたりの利用件数

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ 手話奉仕員の育成と確保に努めます。
- ◆ 平成29(2017)年度4月に「奈良県手話言語条例」が施行され、手話を言語として位置づけ、聴覚障害者と聴覚障害者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的に、手話への周知と理解促進に努めます。
- ◆ 通訳に限らず、日常生活における相談や地域生活での支援といった幅広い内容の相談業務の充実を図り、周知を行います。

(6) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図る事業です。

【利用実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	実績	2件	3件	2件
	計画値	2件	3件	4件
自立生活支援用具	実績	2件	5件	5件
	計画値	2件	3件	4件
在宅療養等支援用具	実績	8件	7件	6件
	計画値	10件	12件	14件
排泄管理支援用具	実績	575件	940件	950件
	計画値	1,124件	1,148件	1,172件
情報・意思疎通支援用具	実績	2件	0件	2件
	計画値	2件	3件	4件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	実績	1件	1件	1件
	計画値	2件	3件	4件

*年間利用件数

*平成29年度は見込み値

【現状と課題】

- ◆ 「排泄管理支援用具」の利用件数は横ばいですが、ニーズが高い状態が続いています。提供体制の充実に努めます。

【利用見込み量】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	3件	3件	3件
自立生活支援用具	4件	4件	4件
在宅療養等支援用具	7件	7件	7件
排泄管理支援用具	960件	970件	980件
情報・意思疎通支援用具	2件	2件	2件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1件	1件	1件

*年間利用件数

【見込み量確保の方策または事業実施の考え方】

- ◆ 相談支援事業所など関係機関と連携し、事業の周知と利用促進を図ります。
- ◆ 必要に応じて対象品目の拡大について検討するなど、利用者のニーズに応じた柔軟かつ適切な支援に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業とは、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

【実施実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員 養成研修事業	実績	11人	9人	7人
	計画値	12人	12人	12人

*年間人数

現状と課題

- ◆ 意思疎通支援事業の利用実績が増加しており、奉仕員の増員が必要です。

【利用見込み量】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習終了者数)	12人	12人	12人

*年間人数

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ 手話奉仕員の派遣に関するニーズが多様化することが見込まれることから、活動時間の多様性に対応できる担い手の確保に努めます。
- ◆ 手話をひとつの言語として認識することについて、周知と理解促進に努めます。

(8) 移動支援事業

移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障害者等について、余暇のための外出支援を行う事業です。

【利用実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	実績	18人分	48人分	46人分
	計画値	56人分	57人分	58人分

*1か月あたりの利用人員

*平成29年度は見込み値

現状と課題

- ◆ 自立支援給付の対象とならないケースでの外出は利用ニーズが高く、今後も提供体制の確保に努める必要があります。

【利用見込み量】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	48人	49人	50人

* 1か月あたりの利用人員

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ 社会参加をするうえで重要なサービスであることから、サービス事業者の確保と質的向上を働きかけます。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を行い、障害者の地域生活を支援しています。

地域活動支援センターでは、次の業務を行っています。

(ア) 地域活動支援センターⅠ型事業

利用者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療、福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施しています。(ただし、相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることが要件です。)市外の施設と契約し事業を実施しています。

(イ) 地域活動支援センターⅡ型事業

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施しています。平成19(2007)年度より、市外の施設と契約し事業を実施しています。現在契約している施設が養護学校の近くであるため放課後支援につながっています。

(ウ) 地域活動支援センターⅢ型事業

地域の福祉作業所が実施する通所による援護事業ですが、当面近隣では事業を実施する施設の予定はありません。

【整備実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
I型事業	実績	2か所	2か所	2か所
	計画値	2か所	2か所	2か所
II型事業	実績	2か所	2か所	2か所
	計画値	2か所	2か所	2か所
III型事業	実績	0か所	0か所	0か所
	計画値	0か所	0か所	0か所

*平成29年度は見込み値

現状と課題

- ◆ 新たな施設との契約はありませんが、切れ目のない支援を続けています。

【整備見込み量】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
I型事業	2か所	2か所	2か所
II型事業	2か所	2か所	2か所
III型事業	0か所	0か所	0か所

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ サービス内容の充実や専門職等の人員配置など、地域活動支援センターが安定した運営を続けられるよう、支援していきます。

2. 任意事業

(1) 福祉ホーム事業

福祉ホームとは、単独で生活する力があって、家庭環境や住宅事情などで住宅が確保しにくい障害者に対し、低料金で居室や設備を提供する施設です。

生活環境の充実を図り、自立した生活を営むことができるよう支援します。

【利用実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉ホーム	実績	0人分	0人分	0人分
	計画値	0人分	0人分	0人分

*1か月あたりの利用人員

*平成29年度は見込み値

現状と課題

- ◆ 第4期計画中の利用実績はありません。

【利用見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉ホーム	0人分	0人分	0人分

* 1か月あたりの利用人員

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ 引き続き、ニーズに応じ利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 日中一時支援

日中一時支援とは、障害者を日常的に介護している家族等の就労支援や一時的な休息を目的とし、障害者の日中の活動の場を確保し、日常的な訓練等を行ったり、一時的な見守りによる支援を行うものです。

【利用実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中 一時支援	実績	15人分	13人分	13人分
	計画値	-	-	-

* 1か月あたりの利用人員

* 平成29年度は見込み値

現状と課題

- ◆ 障害福祉サービス日中活動への移行が進み、本事業の利用者は減少傾向にあります。

【利用見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援	13人分	13人分	12人分

* 1か月あたりの利用人員

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ ニーズの多様化に対応できるサービス提供事業所の確保に努めます。

3. その他の事業（市単独事業）

（1）福祉タクシー券交付事業

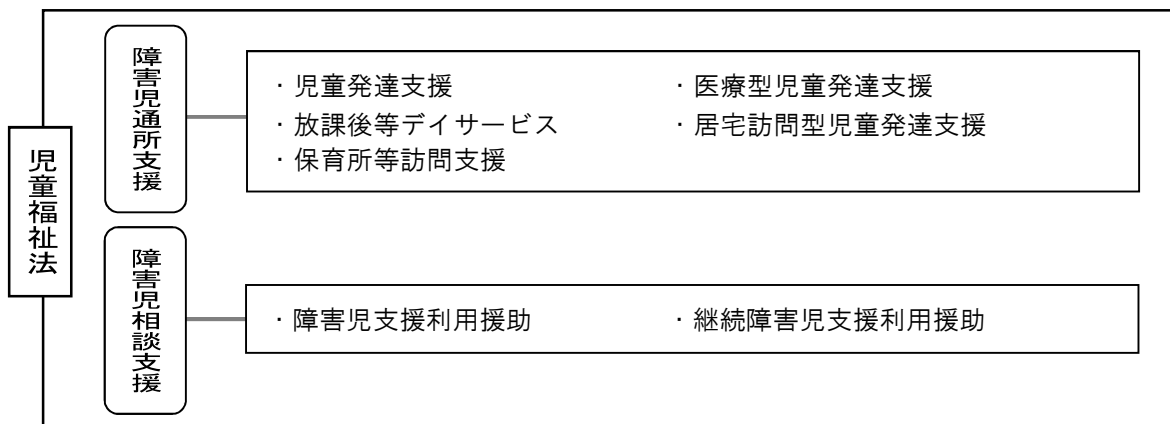
重度の障害者・児に対し、タクシー利用料金の一部を助成することで、行動範囲を広げ社会参加につながるよう支援します。

平成27（2015）年度は384人、平成28（2016）年度は361人の実績があり、今後も事業を継続し、利用の促進を図ります。

第5章 障害児福祉計画

第5章 障害児福祉計画

第1節 障害児福祉サービスの体系



第2節 障害児福祉計画における第1期計画の成果目標

1. 児童発達支援センターの設置

(1) 第5期計画の目標と達成に向けた方策

児童発達支援センターの整備については、次の考え方に沿って整備します。

■ 目標値

【国の目標値】

○平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援センターの整備目標	0か所	0か所	1か所

■ 目標達成に向けた方策

地域の障害児やその家族への相談、障害児施設等への援助や助言を行う中核的な療育支援施設であることから、近隣町村と連携して、整備に向けて調整・協議に取り組んでいきます。

2. 保育所等訪問支援事業の実施

(1) 第5期計画の目標と達成に向けた方策

保育所等訪問支援事業の実施については、国が定める基本指針に基づき平成32(2020)年度における数値目標を次のとおり設定します。

■ 目標値

【国の目標値】

○平成32年度末までに全ての市町村又は各圏域において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援事業の実施	未実施	未実施	実施

■ 目標達成に向けた方策

保育所等訪問支援の充実は、国の基本指針において、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32(2020)年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

児童発達支援センターの整備を検討し、近隣町村とともに、整備に向けて調整・協議に取り組んでいきます。

3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数

(1) 第5期計画の目標と達成に向けた方策

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数については、国が定める基本指針に基づき平成32(2020)年度における数値目標を次のとおり設定します。

■ 目標値

【国の目標値】

○平成32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域において少なくとも1か所以上確保する

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	0か所	0か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	0か所	0か所	1か所

■ 目標達成に向けた方策

圏域での整備が可能なことから、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、近隣町村と連携して整備に向けた調整・協議に取り組み、事業所の確保に努めます。

4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

(1) 第5期計画の目標と達成に向けた方策

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、国が定める基本指針に基づき平成32（2020）年度における数値目標を次のとおり設定します。

■ 目標値

【国の目標値】

○平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける

	平成30年度
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	1か所

■ 目標達成に向けた方策

それぞれの担当部署は必要に応じて担当者レベルでの連携を行っていますが、包括した体制の構築とまでは至っていません。医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等に関わる関係機関が連携できる支援体制の構築を図ります。また、各機関での支援の現状やニーズに関する情報共有を行うとともに、今後の連携の在り方について協議を行います。

第3節 障害児福祉サービスの提供状況および利用見込みと整備の方向

1. 障害児通所支援

障害児に対する通所支援サービスは、児童福祉法に規定され、障害福祉サービスと連携し、地域や利用者の実情に応じて提供する事業です。

(1) 児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。※肢体不自由児に児童発達支援と治療を行う医療型児童発達支援もあります。

【利用実績】

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		対象人数	利用量	対象人数	利用量	対象人数	利用量
児童発達支援	実績	6人	18人日	7人	19人日	8人	32人日
	計画値	4人	40人日	4人	40人日	4人	40人日

* 1か月あたりの利用人員

* 平成29年度は見込み値

現状と課題

- ◆ 利用を希望する児童の低年齢化・多様化等により僅かながら増加傾向にあります。利用者が必要とするサービスを適切に提供できる体制づくりが必要です。

【計画期間内の利用見込み量】

区分	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	対象人数	利用量	対象人数	利用量	対象人数	利用量
児童発達支援	8人	32人日	8人	32人日	8人	32人日

* 1か月あたりの利用人員

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ 発達に課題のある子どもに対して、健診等のフォローアップ事業から早期に児童発達支援につなげ、支援が必要な児童や家族に対し療育の機会の充実に努めます。
- ◆ 関係機関と連携し、療育支援会議等で本市における療育ニーズや地域課題を把握し、療育が必要な児童に対し、身近な地域で専門性の高い療育を提供できる体制を構築します。

(2) 放課後等デイサービス

就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

【利用実績】

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		対象人数	利用量	対象人数	利用量	対象人数	利用量
放課後等 デイサービス	実績	40人	292人日	70人	528人日	83人	690人日
	計画値	35人	350人日	40人	400人日	40人	400人日

* 1か月あたりの利用人員

* 平成29年度は見込み値

現状と課題

- ◆ 利用希望者は年々増加傾向にあり、本事業のニーズは高く、障害のある児童の放課後の居場所として重要なサービスとなっています。今後も利用量・利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供体制の確保が必要です。

【計画期間内の利用見込み量】

区分		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		対象人数	利用量	対象人数	利用量	対象人数	利用量
放課後等 デイサービス		98人	1,274人日	116人	1,508人日	137人	1,781人日

* 1か月あたりの利用人員

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ 放課後だけでなく、夏休みなどの長期休暇中の利用量の増加にあわせ、必要なサービス量の確保を図るため、サービス提供事業者の確保に努めます。

(3) 保育所等訪問支援

保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適応できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。

【利用実績】

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		対象人数	利用量	対象人数	利用量	対象人数	利用量
保育所等 訪問支援	実績	1人	1人日	1人	1人日	1人	1人日
	計画値	1人	1人日	1人	1人日	1人	1人日

* 1か月あたりの利用人員

* 平成29年度は見込み値

現状と課題

- ◆ 保育園等に通う発達に課題のある子どもについて、集団生活への適応訓練など、より専門性のある支援が求められています。

【計画期間内の利用見込み量】

区分		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		対象人数	利用量	対象人数	利用量	対象人数	利用量
保育所等 訪問支援		1人	1人日	1人	1人日	1人	1人日

* 1か月あたりの利用人員

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ 保育士や学校教諭、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー、発達障害児支援アドバイザー、サービス提供事業所等が連携した活動ができるよう実施体制の整備を図ります。

(4) 医療型児童発達支援

就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

【利用実績】

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		対象人数	利用量	対象人数	利用量	対象人数	利用量
医療型 児童発達支援	実績	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日

* 1か月あたりの利用人員

* 平成29年度は見込み値

現状と課題

- ◆ 利用実績はありませんが、利用者が必要とするサービスを適切に提供できる体制づくりが必要です。

【計画期間内の利用見込み量】

区分		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		対象人数	利用量	対象人数	利用量	対象人数	利用量
医療型 児童発達支援		0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日

* 1か月あたりの利用人員

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ 市内に本サービスを提供できる事業所がないため、医療型児童発達支援を提供する事業所との連携に努めます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるように、障害児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

【計画期間内の利用見込み量】

区分	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	対象人数	利用量	対象人数	利用量	対象人数	利用量
居宅訪問型 児童発達支援	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日

* 1か月あたりの利用人員

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ 平成30（2018）年4月から新たに始まるサービスであり、利用に係る周知と事業所の確保に努めます。

2. 障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

（ア）障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や環境、障害児又は保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。

（イ）継続障害児支援利用援助

利用している障害児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

【利用実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	実績	5人	12人	16人
	計画値	8人	9人	10人

* 1か月あたりの利用人員
* 平成29年度は見込み値

現状と課題

- ◆ 障害児通所支援利用者すべてに障害児相談支援を支給決定するため、サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

【計画期間内の利用見込み量】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	17人	18人	19人

* 1年あたりの利用人員

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ サービスの利用者は年々増加しているため、相談支援専門員の人員確保・人材育成に係る支援に努めます。

3. 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

【計画期間内の利用見込み量】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療的ケア児支援調整コーディネーター（配置人数）	0人	0人	0人

見込み量確保の方策または事業実施の考え方

- ◆ 平成30（2018）年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を進める中で、既存の関係機関の協力を得ながら、医療的ケア児等の支援に関するキーパーソンの育成に努めます。

第6章 計画の推進と制度の円滑な実施 に向けて

第6章 計画の推進と制度の円滑な実施に向けて

第1節 計画の進行管理と推進体制

1. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて点検・評価を行うとともに、計画期間中に障害者施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は計画の見直しを行い、「PDCAサイクル³」のプロセスを踏まえた計画の進行に努めます。

また、本計画の進捗状況については、各種事業の実施状況やサービス利用者及びサービス提供量などの把握を行うとともに、必要に応じて五條・吉野地域自立支援協議会において報告を行って意見を聴取し、必要な対策を講じることに努めます。

2. 計画の推進体制の充実

障害者福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など多岐にわたることから、市内はもとより、五條・吉野地域自立支援協議会や幅広い分野の関係機関等との連携体制を強化し、障害者のニーズに的確に対応できる福祉サービス提供体制の実現に向けて取り組めます。

第2節 障害福祉サービス等の円滑な提供

1. 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、広報誌やホームページを活用し、市が取り組んでいる障害者施策や市（事業者）が提供する様々な福祉サービスに関する情報の発信に努めるとともに、障害者団体等の要請に応じ、各種福祉サービスの情報提供の充実を図ります。

2. 相談体制の整備

障害のある人が日常生活におけるさまざまな問題について、身近な場所で気軽に相談でき、必要なサービスにつなげていけるよう、関係機関の連携体制を強化し、相談体制の充実を図ります。

³ 「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

關係資料

関係資料

第1節 五條・吉野地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第1号の規定に基づき、五條市、吉野町、大淀町及び下市町に居住する障害者が、地域で安心して生活できるよう支援する総合的なネットワークの構築と、地域独自の諸問題の解決を目的に、五條・吉野地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(自立支援協議会を設ける市町)

第2条 自立支援協議会は、次に掲げる市町がこれを設ける。

五條市

吉野町

大淀町

下市町

(委員及び組織)

第3条 協議会の委員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 医療機関を代表する者
- (4) 相談支援事業者を代表する者
- (5) 障害のある方の生活を支援する者
- (6) 当事者及び障害者関係団体
- (7) その他必要と認める者

2 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

3 自立支援協議会を効率的に運営するため、協議会に専門的事項を検討する部会及び運営委員会を置く。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、第2条に定める自治体の障害福祉事務統括者をもってあてるものとする。

3 副会長は、第3条に規定する委員の中から会長が指名する。

4 会長は、会議の議長になり、議事を整理し、協議会の事務を統括する。

5 副会長は、会長に事故あるとき、これを代行する。

6 会長及び副会長の任期は2年間とする。

7 会長及び副会長が欠けた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 地域の課題を協議するため、協議会に部会を設置することができる。

2 前項に掲げる部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。

3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理し、協議会の事務を統括する。

4 部会長は、部会の活動報告や効果などを運営会議、全体会に報告する。

5 副部会長は、部会長に事故があるとき、これを代行する。

6 部会委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、協議会の方針等の円滑な運営を進めるため、地域課題の抽出・整理や困難事例への対応の在り方に関する協議をおこない、部会での検討を調整する。

2 運営委員会は次の者をもって構成し、必要に応じ開催する。

(1) 構成市町障害者福祉担当者

(2) 相談支援事業者

(3) 部会長

(4) その他障害当事者を含め運営に必要なアドバイザー等

(運営事務局)

第7条 協議会の構成市町と生活相談センターのどかが連携して活動内容を整理し連絡調整を行い、協議会の円滑な運営を進めるため、協議会に運営事務局を置く。

(個人情報の保護)

第8条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意しなければならない。

(報告)

第9条 協議会は、会議事項に関し必要な事項をその都度各市町長に報告するものとする。

(書記)

第10条 書記は、事務局の職員がこれを行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第2節 平成29年度五條・吉野地域自立支援協議会名簿

《全体会議》

種別	氏名	所属
会長	森本 孝俊	大淀町 住民福祉部 福祉課
副会長	福峯 壽昭	社会福祉法人 すぎの子会 すぎの子苑
委員	中本 与之明	社会福祉法人 三寿福祉会 障害者支援施設 就労部門担当 【就労支援部会長】
委員	山脇 健司	社会福祉法人 泰久会 障害者支援施設 仁優園 【生活支援部会長】
委員	田仲 有悟	社会福祉法人 せせらぎ会 大淀園 【療育・教育支援部会長】
委員	柳生 善彦	奈良県吉野保健所 所長
委員	清水 里香	下市公共職業安定所 総括職業指導官
委員	櫻本 旨代	社会福祉法人 五條市あすなろ福祉会 あすなろ園 施設長
委員	末吉 洋子	社会福祉法人 嚶鳴学院 五條学園
委員	小笠原 秀雄	社会福祉法人 泰久会 障害者支援施設 仁優園
委員	芦高 秀子	社会福祉法人 三寿福祉会 つわぶき苑
委員	川西 隆行	医療法人鴻池会 秋津鴻池病院
委員	吉川 友樹	(NPO) 吉野コスモス会 生活相談センターのどか
委員	笹谷 正明	五條市身体障害者福祉協会 会長
委員	大谷 國代	五條市手をつなぐ育成会 会長
委員	宮本 喜美代	吉野郡身体障害者福祉協会 会長
委員	土井 歌子	奈良県手をつなぐ育成会
委員	藤川 千恵子	吉野郡精神障害者家族会「秋桜」会長
オブザーバー	千葉 貴之	奈良県総合支援 南和圏域マネージャー
行政	田中 久美	五條市 あんしん福祉部 社会福祉課
行政	北谷 隆範	吉野町 長寿福祉課
行政	下迫 哲明	下市町 健康福祉課
事務局	竹林 祐	(NPO) 吉野コスモス会 生活相談センターのどか
事務局	福本 有香里	(NPO) 吉野コスモス会 生活相談センターのどか

(順不同、敬称略)

第5期五條市障害福祉計画及び
第1期五條市障害児福祉計画

発行 五條市
あんしん福祉部 社会福祉課
発行年月 平成30(2018)年3月

〒637-8501 奈良県五條市本町1丁目1番1号
TEL 0747-22-4001(代表) FAX 0747-24-2381
E-mail syakaifukushika@city.gojo.lg.jp
